

伊方原発再稼働に反対する市民グループ「結・広島」

広島2人デモ特別報告

2013年11月1日(金曜日) 18:00~19:00



平成25年度広島県知事候補に質問書提出

2013年10月23日に「平成25年度広島県知事選挙」が告示され(投票日は11月10日)、自民・公明・民社推薦の現職、湯崎英彦氏(立候補届名:ゆざき英彦)と共産推薦の大西理氏(立候補届名:大西オサム)の2人が立候補しました。広島県民にとって重大な争点があります。それは「四国電力・伊方原発再稼働問題」です。四国のことだと考えてはいけません。伊方原発は広島市からもっとも近い原発なのです。(図1参照のこと)原子力規制委員会で「規制基準適合性審査」が急ピッチで進んでいますが、現在1機も稼働していない日本で、再稼働の最短距離にいるのも伊方3号機です。しかも原子力規制委が2012年12月に確定した「原発苛酷事故時放射性物質拡散シミュレーション」に照らしてみると、広島市を含む広島県西南部の人口密集地域は軒並み予想被曝線量で「4mSv(実効線量)」以上を被曝することになり、これも規制委が施行している「原子力災害対指針」に照らして見ると、軒並み「一週間以内に一時移転」の対象区域になります。(図2参照のこと)つまり伊方原発3号機再稼働は、私たち広島県民にとって「安全と健康」、「生命・財産」に関わる重大問題です。当然のこと、広島県知事両候補がこの問題に関してどんな考え方を持っているのか、私たち有権者としては、大きな関心を持たざるをえません。そこで市民グループの『結・広島』はこの10月28日に両候補に「質問書」を提出しました。(次頁見開きで質問書を全文掲載しています)質問書では「明確に再稼働に反対するのか、黙認するのか、それとも賛成するのか」と3択形式で問いかけています。広島県知事が反対表明をしたからといって、法的な拘束力があるわけではありません。しかし広島県知事が伊方再稼働反対表明をし、それを県の政策とすることの政治的意味は限りなく大きいのです。再稼働は最終的には安倍自民党政府の政治判断に委ねられますが、その判断に対して大きな政治的圧力となるでしょう。<4頁へ続く>

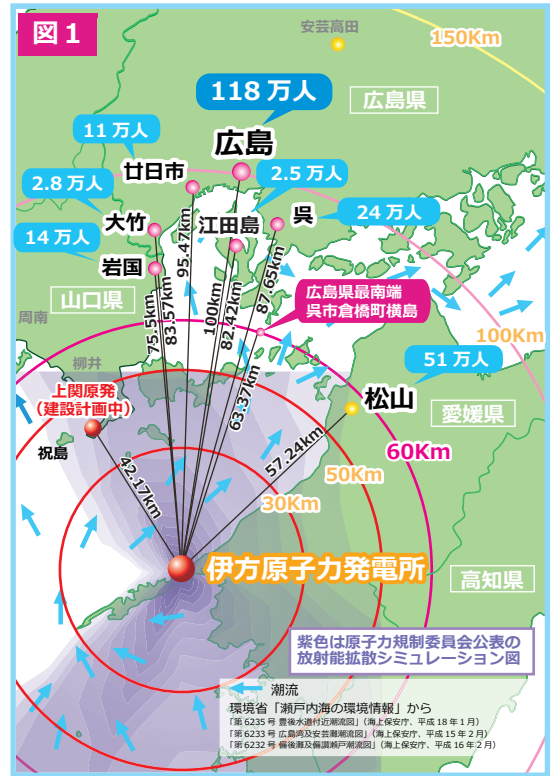
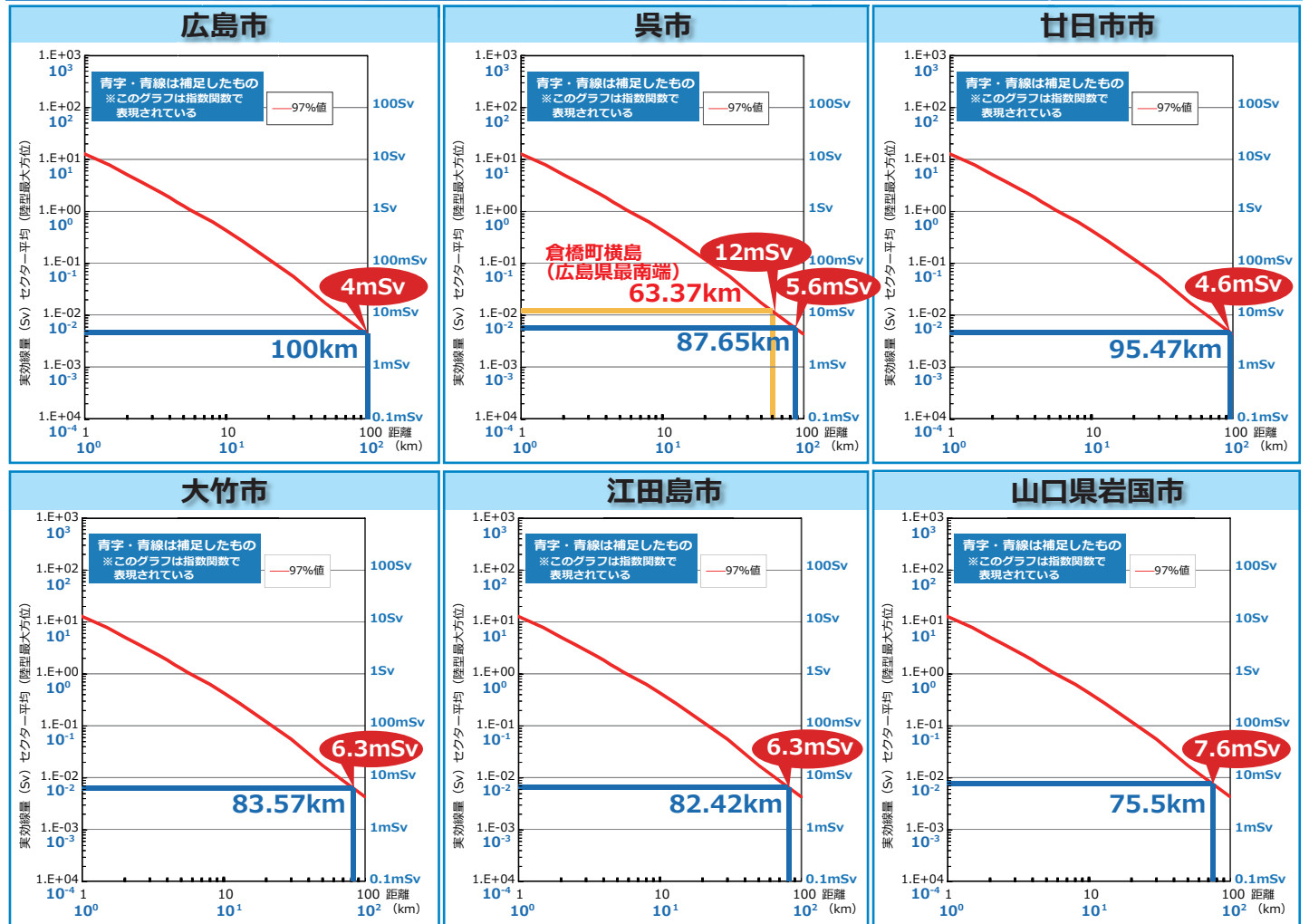


図2 伊方原発が福島原発並みの苛酷事故を起こしたら…原子力規制委員会の放射能拡散シミュレーションによる各地が被る予想被曝線量(実効線量) ※各市の市役所までの距離



四国電力伊方原発 3 号機再稼働問題に関する 広島県知事候補者の方への質問

2013 年 10 月 28 日

四国電力伊方原子力発電所の再稼働に反対している広島の市民グループ「結・広島」と申します。今回行われる広島県知事選挙で投票する前に、立候補の方へおうかがいしたいことがあります。

広島県から一番近い原発である四国電力の伊方原子力発電所 3 号機は現在、原子力規制委員会で規制基準適合性審査が進められていますが、もっとも早い再稼働の最有力候補となっています。

広島県は瀬戸内海の豊富な水産資源や、原爆ドーム・宮島という 2 つの世界遺産がありますが、もしも南海トラフを震源とする地震やその他の原因によって伊方原発で事故が起きた場合、現在福島原発周辺で起きているような食品の汚染や、海に流され続けている汚染水等の問題は広島にとっても無関係ではなく、観光客が来てくれなくなるどころか、県民が安心して暮らせる土地ではなくなってしまいます。

原子力規制委員会は、「原子力災害対策指針」における災害対策重点区域を、原子力施設から、おおむね半径 30 km とすることの妥当性を裏付けるため、「放射性物質の拡散シミュレーション」を作成し公表しています。[\(原子力規制委員会 Web サイト参照のこと\)](#)

原子力規制委員会の「放射性物質の拡散シミュレーション」には放射性物質拡散コンタ図 [\(図 1 参照のこと\)](#) と共に距離による予想被曝線量グラフ [\(図 2 参照のこと。100km まで表示\)](#) が添付されており、そこから広島県の予想被曝線量を読み取ることが出来ます。

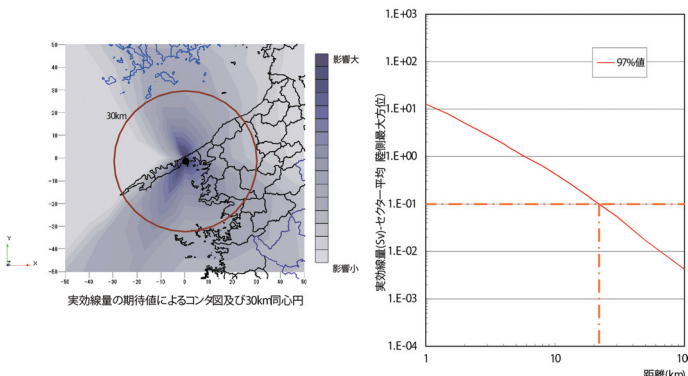


図 1 放射性物質拡散コンタ図

図 2 予想被曝線量グラフ

広島県最南端に位置する黒島・横島付近は広島県内でもおいしい牡蠣の採れる自然の豊かな所ですが、横島最南端（呉市内）から伊方原発までは直線で約 60km です。[\(図 3 伊方原発からの距離 参照のこと\)](#) 横島は現在は無人島ですが、昭和 40 年代までは数十人の人が暮らしており小学校まであったそうです。無人島ですが桟橋があればみかん畑もあります。みかん畑農家の人が船（みかん船）で通ってみかん栽培農業を行っています。広島県最南端の島として知られています。

先ほどの規制委シミュレーションによる予想被曝線量グラフでは、伊方原発から直線で 60 km の地点の予想被曝線量は 11.99mSv [\(以下 12mSv と表示。図 4 参照のこと\)](#) になります。すなわち規制委シミュレーションではもし伊方原発が福島事

故並の苛酷事故を起こした場合、広島県最南端の島は 12mSv（実効線量）を被曝することが予想されています。[\(図 4 参照のこと\)](#)

同様にして伊方原発から 100km 離れている広島市も 4mSv の被曝（実効線量）が予想されます。[\(図 5 参照のこと\)](#)

もちろん上記はシミュレーションであり、伊方原発が「東電福島第一原発」並みの苛酷事故を起こしたら必ずこうした結果になると言っているわけではありません。しかしシミュレーション上は黒島・横島付近が「10mSv」以上の被曝線量（実効線量）を被る蓋然性を示しております。



図 3 伊方原発からの距離

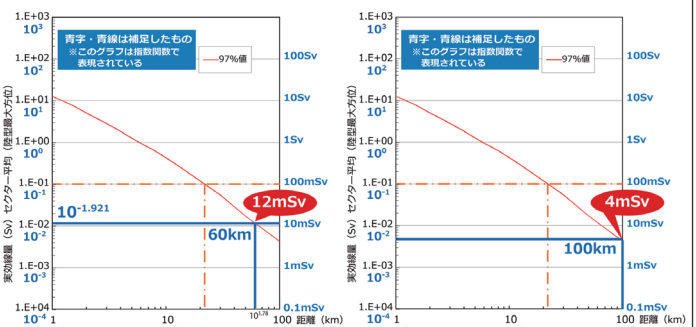


図 4 60km の被曝実効線量グラフ

図 5 100km の被曝実効線量グラフ

一方原子力規制委員会が現在施行している「原子力災害対策指針」[\(2013 年 9 月 5 日全部改正\)](#) の表 3「OIL と防護措置について」と題された資料 [\(原子力規制委員会の Web サイトで提示されている A4 横位置 PDF 版「原子力災害対策指針」34 p\)](#) を見ると、緊急防護措置の「OIL1」では 500μSv/h の空間線量率で「数時間内を目途に区域を特定し避難等を実施」となっており、これが即時避難（一時屋内退避を含む）の基準と一般に考えられております。

ところが、「福島事故」のケースでも明らかのように放射性物質の拡散は同心円状には起こりえません。原子力災害対策指針はこのことを想定し「早期防護措置」を設定し、その中で「OIL2」として、空間線量率「20μSv/h」の区域については「1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転」と定めています。わかりやすくいうと 30km 圏（災害対策重点区域）外であっても、ブルームなどにより放射性物質が拡散することがあり、そうした地域は OIL2 として「一時移転」の対象となる、その目安は「空間線量率で 20μSv/h の状態が 1 週間継続する」ということになります。[\(表 1 及び表 2 参照のこと\)](#)

20 μ Sv/h の空間線量率を 1 週間での実効線量に、定められた方法で換算すると以下ようになります。

- ・ 1 日 24 時間を戸外で 8 時間、戸内で 16 時間過ごすものとする。
- ・ 木造家屋の遮蔽効果は 60%

戸外での被曝線量：8 時間なので、 $20 \times 8 = 160 \mu\text{Sv}$

戸内での被曝線量：16 時間なので、 $(20 \times 0.4) \times 16 = 128 \mu\text{Sv}$

従って、1 日 24 時間での被曝線量は合計の 288 μ Sv となります。

これが 1 週間 (7 日間) 連続すれば、 $288 \times 7 = 2016 \mu\text{Sv}$ となり、約 2 mSv となります。すなわち、1 週間程度で約 2mSv の被曝を被る場合、OIL2 では「一時移転」の対象区域としていることは明らかです。

原子力規制委員会のシミュレーションでは、黒島・横島付近は 10mSv 以上の被曝線量でした。(横島最南端は前述のように 12mSv の被曝)

仮に 1 週間 (7 日間) で 10mSv の被曝線量を被る場合の空間線量率を求めてみると 99.18 μ Sv/h、約 99 μ Sv/h となり、OIL2 で想定している空間線量率よりはるかに過酷な線量率となります。ちなみに、広島市内中心部は伊方原発から約 100km ですが、1 週間 (7 日間) で 4mSv の被曝線量を被る場合の空間線量率を求めてみると約 40 μ Sv/h となります。そのため、シミュレーション上では黒島・横島付近では 1 日半から 2 日、広島市内中心部でも 3 日から 4 日で約 2mSv の被曝をすることになります。

従って、広島県の中で一番伊方原発に近い黒島・横島付近から広島市内中心部にかけて広い範囲 (呉市・廿日市市・大竹市・江田島市など) が OIL2 で想定している一時移転の対象区域となります。

確かに「広島は一時移転の対象区域」とどの文書にも明示されていませんが、原子力規制委員会の拡散シミュレーションと原子力災害対策指針を合わせ読み、かつ検討を加えれば、「1 週間以内に一時移転」を要する OIL2 対象地区に広島県西南部の人口密集地域のほとんどが含まれてしまうことは明らかです。

福島原発事故以降、ご案内のように日本の原子力規制行政は劇的な方針転換を遂げました。すなわち「日本の原発は絶対に苛酷事故を起こさない」(いわゆる原発安全神話) をベースとする規制方針から、いかなる原発も苛酷事故を起こす可能性があるという方針に転換しました。

「ゼロリスクというものはないんだ、それを求められても無理ですと、要するに私どもははつきり万歳しているんです。ですから、逆にいうと、どの程度のリスクまで社会が受け入れられるのかということが、1 つの基準になってくるんだと思います」(田中俊一原子力規制委員会委員長。2013 年 4 月 3 日の原子力規制委員会会合後の定例記者会見速記録より)

従って現在の原発規制基準も重大事故を苛酷事故に発展させないようにという点にほぼその規制努力が注がれておりますし、規制基準と一対をなす原子力災害対策指針も、万一苛酷事故が発生した場合、いかに住民を避難させるか、また避難や一時移転の基準、住民放射線被曝の上限値基準をいかに定めるか、その防護措置はどうするかという点に眼目が置かれています。なるほど、原子力規制委員会にとって「原発苛酷事故発生」は確率論問題かもしれません。しかし私たち広島県民にとって伊方原発苛酷事故発生は決して確率論では論じられません。絶対にあってはならないことです。

そこで以下の質問を致します。

広島県民の生命・財産を守る権利、安全と健康を確保する権利、一言でいえば憲法で認められている基本的人権のもっとも重要な構成要件の 1 つである「生存権」に対して第一義的に責任を負うのは広島県知事だと考えていますが、その広島県知事選挙候補者として

四国電力伊方原発 3 号機の再稼働に明確に反対の意志表示をされますか？それとも沈黙を守られますか？それとも積極的に賛意を表明されますか？

3 者択一の選択とはなりますが、私どもとしてはご回答を参考にして投票行動をなしたいと考えています。お忙しいとは思いますが、2013 年 11 月 6 日 (水) までに回答を、できれば理由説明も添えて書面にてお願いいたします。ご回答は 11 月 6 日午後 5 時ごろに受け取りにお伺いします。

ご回答いただいた内容は一言一句誤りなく、「結・広島」及び「広島 2 人デモ」の Web サイト、『広島 2 人デモ』のチラシにて公表させていただきます。

選挙中のお忙しい中、誠に恐れ入りますが、問題の重要性に鑑みてご回答のほど、何卒よろしくお願いたします。

市民グループ 『結・広島』
〒 736-0087
広島県安芸区矢野町 752-29
代表：原田二子
事務局：川崎久留美、重広麻緒、
哲野イサク、網野沙羅

PAZ (概ね 5 km)	OIL1 即時避難	PAZ : Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域 UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を計画する区域
UPZ (概ね 5 ~ 30 km)	OIL2 一時移転の実施	
UPZ外 (概ね 30 km ~) ※広島市・呉市・廿日市市 江田島市などが該当	30km以上であってプルーム(放射性物質を大量に含んだ蒸気や塵)が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、プルームがあればOIL2	

基準の種類	基準の概要	初期値設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	500 μ Sv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内避難を含む)
	OIL4	β 線 : 40,000cpm β 線 : 13,000cpm [一か月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の係数率)	避難基準に基づいて避難した避難者をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護	OIL2	20 μ Sv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限	飲食分に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射線核種濃度を測定すべき地域を特定
	OIL6	核種 飲料水・牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵 魚、その他 放射性ヨウ素 300ベクレル/kg 2,000ベクレル/kg 放射性セシウム 200ベクレル/kg 500ベクレル/kg プルトニウム及びウラン元素のアルファ核種 1ベクレル/kg 10ベクレル/kg ウラン 20ベクレル/kg 100ベクレル/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施 一週間以内と限定すれば実際には不可能

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013年9月5日全部改正より http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

伊方原発再稼働問題は 広島県民の生存権問題

両候補へ「伊方原発3号機再稼働問題」を問いただして見たい、といっだしたのは、「広島2人デモ」のメンバーで、自ら20歳前の娘さんを2人育てている働くお母さんです。ただでさえ福島第一原発事故の放射能で苦しんでいるこの時期に、よりによって広島から至近距離にある原発が再稼働する、しかも原子力規制当局自ら行ったシミュレーションで、もし福島並の苛酷事故を起こしたらもう事実上広島には住めなくなる、こうしたことがわかっていてなぜ広島に住む人間として、黙っているのか、伊方3号機は絶対苛酷事故を起こさないと信じているのか、原子力規制委員長自らが「リスクゼロはないんだ」、絶対安全はないんだ、といっているのになぜ反対しないんだ、今回の広島県知事候補者はどう考えているんだ…このお母さんの気持ちは私たち一堂痛いほど分かります。聞いてみたいなら聞いてみようじゃないか、だいたい伊方原発の危険性を理解しているかどうかも怪しい、と衆議一決して質問書提出となりました。

「ゆざき」候補の事務所は、広島駅前大通沿いの瀟洒なおフィスビルの1階を占めています。質問書を持っていくと極めて丁寧な対応で、事務局長の増田和将氏が対応してくれました。質問書を読み上げるうちに増田氏の顔つきは次第に真剣になり、最後には回答期限の11月6日までは何とか書面で回答しようと約束してくれました。候補者の湯崎英彦氏（現職知事）は、もともと原発推進の総本山である経産省・資源エネルギー庁の官僚出身です。私たちとしてはこの点に一抹の不安を感じますが、広島県民の生命・財産を守る行政上の最高責任者としての広島県知事としてはまた別な立場もなければなりません。前向きな回答を大いに期待しながら、広島市役所にほど近い大西選挙事務所に向かいました。

大西事務所でも事務局長（『清潔であたたかい民主県政をつくる会』）の尾野進氏が対応してくれました。そして期日前に必ず文書で回答すると約束してくれました。大西氏は原発反対を選挙公約に掲げてはいますが、法定選挙ビラを読んでも、「伊方原発再稼働問題」には一言も触れていません。一般論で「原発反対」というのと、切実に「伊方原発再稼働反対」というのでは全く意味が違います。「原発反対」は抽象的ですが、「伊方原発反対」はそうではありません。私たち広島県民の「生存権」に直結しているからです。「**原発には反対しないが、伊方原発再稼働には反対だ**」という広島県民も多いのです。自分勝手な話だ、と思われる人もあるでしょう。しかし、目の前に危険が迫れば誰も反対して当たり前です。

考えてみれば**日本国憲法は、その第11条で「基本的人権」の遵守を謳い、第25条で基本的人権の構成要素の1つである「生存権」の確保を義務づけています。憲法の条項は実態のない空文句なのではありません。私たちが唯一よりどころにできる「防壁」です。（表1参照のこと）**また**憲法に由来する「地方自治法」も総則第1条の2で、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本」とする、としています。（表2参照のこと）**

「生存権」や「福祉」が根底から覆されようとしている時には、この脅威と全力をあげて闘い、全身全霊で私たちの「生存権」を守ろうとする県知事でなくては困ります。今「伊方原発再稼働」と言う形で「脅威」は目の前に迫ってきています。「伊方原発再稼働問題」が今回の県知事選挙の重要争点の一つでなくて、ほかにどんな争点があるのでしょうか？

図3は伊方原発が福島並の苛酷事故を起こした時、「一時移転」の可能性のある地区を示したマップです。とっさに「一時移転」するところなどありはしません。「ゆざき」、大西両候補の回答を待って、投票したいと考えています。

表1 【日本国憲法 抜粋】

【前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、**政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。**そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、**その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。**これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、**これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。**

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、**名誉ある地位を占めたいと思う。**われらは、**全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。**

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

【基本的人権】

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる**

【生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務】

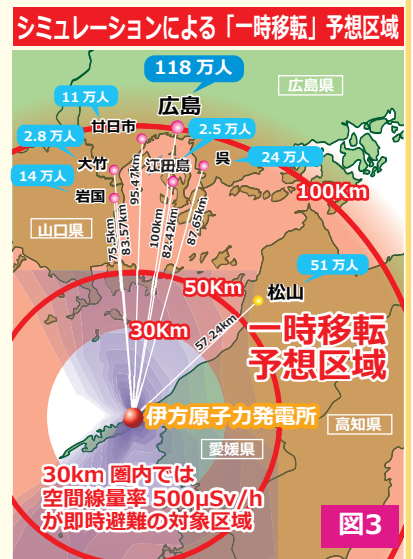
第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、**すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。**

表2 【地方自治法 最終改正：平成25年6月28日法律第七〇号 抜粋】

【総則】

第一条の二 **地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。**

○2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。



【出典】 国立国会図書館のWebサイト『日本国憲法の誕生』
総務省電子政府のWebサイト『地方自治法』